

令和8年度 特別教育等のご案内

久留米労働基準協会

令和8年度 特別教育等一覧表				講習会場	学科、実技： 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター(久留米市合川町1786-2)				
講習会名		日数	受講料区分	受講料	送料代	合計	講習予定時間	対象業務等	講習内容
安全衛生教育	雇入れ時等の安全衛生教育	1日間	会 員	8,532	968	9,500	9：00～17：00	労働安全衛生法第59条で、事業者は雇入れ時には従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないと規定されています。	・社会人としての心構えと安全の入口ともいうべき基本ルールについて学習する。 ・安全衛生の講習の中で健康の重要性と安全第一の重要性を学ぶ。 ・職場の改善についての手法等の基本的な事を講習する。
			非会員	11,032	968	12,000			
	安全管理者選任時研修	2日間	会 員	10,850	1,760	12,610	8：55～16：30 9：00～13：25	労働安全衛生法第11条で、労働者が50人以上の事業場では安全に係る技術的事項を管理する者を選任しなければならないとされており、その選任したものを「安全管理者」と言います。 新しく安全管理者になられる方の研修です。	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全教育 ・関係法令
			非会員	13,350	1,760	15,110			
	保護具着用管理責任者教育	1日間	会 員	10,200	2,750	12,950	8：50～16：20	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和6年4月1日施行)により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」を選任することが義務化されました。	・保護具着用管理 ・保護具に関する知識 ・労働災害の防止に関する知識 ・関係法令 ・実技
			非会員	12,700	2,750	15,450			
特別教育	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日間	会 員	7,410	990	8,400	8：50～16：25	平成31年2月1日以降6.75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならないとされました。 「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な所において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもを用いて行う作業に係る業務」に就く者にも特別教育の受講が義務付けられました。	・作業に関する知識 ・フルハーネスに関する知識 ・労働災害の防止に関する知識 ・関係法令 ・フルハーネスの装着方法
			非会員	10,010	990	11,000			
	クレーン運転の業務 特別教育(5t未満)	2日間	会 員	10,195	1,705	11,900	8：50～17：15 8：45～17：00	吊り上げ荷重が5トン未満で、床上で運転し、かつこれを運転するものが荷の移動と共に移動する方式のクレーン 跨線テルハで吊り上げ荷重が5トン以上のもの	・クレーン等に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・クレーン運転の力学に関する知識 ・関係法令 ・クレーン運転の実技
			非会員	12,995	1,705	14,700			
	アーク溶接等の業務に係る 特別教育 (学科のみ)	2日間	会 員	8,790	1,210	10,000	8：50～17：15 8：50～14：00	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務 2日間の学科教育のみです。 (実技は「安衛則」各事業場の取得者より溶接装置及び作業方法の教育が10時間以上必要です。)	・アーク溶接に関する知識 ・アーク溶接装置に関する基礎知識 ・作業の方法に関する知識 ・関係法令
			非会員	11,490	1,210	12,700			
	アーク溶接等の業務に係る 特別教育 (実技あり)	3日間	会 員	15,790	1,210	17,000	8：50～17：15 8：50～17：10 8：50～17：10	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務 半自動溶接機を用いて金属の溶接を行う。 3日間の実技10時間を含めた教育です。	・アーク溶接等の実技 ・半自動溶接等の実技
			非会員	18,590	1,210	19,800			
	リスクアセスメント(R A)・ 危険予知(KYT) 研修	1日間	会 員	6,950	800	7,750	9：00～16：30	職場ゼロ災に向けての安全人間づくり。 「危険を予知して安全衛生の先取活動」手法等の教育訓練 未然防止のためには、リスクアセスメントと危険予知活動、それらに基づく具体的な労働災害防止対策の実施等に積極的、かつ、組織的(労働安全衛生、マネジメントシステム)に取り組むことが大切です。 事業場で実践されている方及びこれから始められる方々の基本教育	・リスクアセスメントとは(必要性、手法他) ・労働安全衛生マネジメントシステム ・リスクアセスメント実践 ・KYTの必要性(事例含む) ・基礎4R手法他 ・指差唱和と呼称、タッチアンドコール ・KYT実践
			非会員	9,450	800	10,250			
	特定粉じん作業特別教育	1日間	会 員	6,520	880	7,400	8：55～15：10	粉じん作業に従事する労働者 (粉じん障害防止規則第22条)	・粉じん発散防止及び作業場の換気の方法 ・作業場の管理 ・呼吸用保護具の使用の方法 ・粉じんに係る疾病及び健康管理 ・関係法令
			非会員	9,020	880	9,900			
	低圧電気取扱業務 特別教育	1日間	会 員	8,800	770	9,570	8：50～18：20	労働安全衛生法第59条第3項では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させるものを対象として、特別教育の受講が義務付けられています。 なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士等を取得していても安全確保・事故防止のため、この特別教育の終了が必要となります。	・低圧の電気に関する基礎知識 ・低圧の電気設備に関する基礎知識 ・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 ・関係法令 ・実技
			非会員	11,300	770	12,070			
	自由研磨といしの取替え等の 業務特別教育	1日間	会 員	7,700	1,430	9,130	8：50～16：30	労働安全衛生法第59条により自由研磨といしの取替え等の業務に従事させるものを対象として、特別教育の受講が義務付けられています。 自由研磨といしとは、携帯用グラインダー、床上グラインダー、両頭グラインダー、スインググラインダー、ワンググラインダー、切断機、木工機械等に研磨といしを取り付けて使用するもの等が該当します。	・自由研削用研削盤、自由研削用といしの取付具等に関する知識 ・自由研磨といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識 ・関係法令 ・実技(といしの取付方法及び試運転)
			非会員	10,200	1,430	11,630			
	テールゲートリフターの操作に係る特別教育(学科)	1日間	会 員	6,210	990	7,200	8：35～13：00	令和5年3月28日に労働安全衛生規則の一部が改正され公布されました。 令和6年2月1日より特別教育を受けた者しか作業できません。 車両の最大積載量に関わらずテールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業をされる方は、特別教育が必要です。	・テールゲートリフターに関する知識 ・テールゲートリフターによる作業に関する知識 ・関係法令
			非会員	8,710	990	9,700			
職長教育	職長教育	2日間	会 員	9,920	1,100	11,020	8：50～17：25 8：50～15：05	労働安全衛生法第60条 職長並びに労働者を直接指導監督する者の法的教育 この教育を修了していない者は、職長業務、直接指導監督不可	・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他 ・グループ演習
			非会員	12,820	1,100	13,920			
	職長・安全衛生責任者教育	2日間	会 員	10,950	1,870	12,820	8：50～17：25 8：50～17：25		
			非会員	13,850	1,870	15,720			
	職長能力向上教育	1日間	会 員	8,510	990	9,500	8：55～16：30	厚生労働省より令和2年3月31日付けで、職長教育を修了した職長に対して、定期(おおむね5年毎)及び機械設備等が大幅に変更されたとき、職長能力向上教育を実施することが示されています。	・職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 ・グループ演習
			非会員	11,010	990	12,000			

注) 〒料代は、令和7年1月現在の価格です。出版元の価格改定等で講習料が変更となりますのでご了承ください。

2026/6/15

その他	申込に必要な書類	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー
	申込方法	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へFAX、郵送又はご持参下さい。
	受講料支払方法	久留米労働基準協会へご持参又はお振込み下さい。 講習日の1週間前までにお振込みをお願いします。なお 振込手数料は、事業場様にてご負担をお願いいたします。
	受講料振込先	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会
	講習日程及び講習会場	別紙講習日程表をご確認下さい。

(注1) 台風、大雪等により講習を実施することが困難な場合は、講習を中止又は延期いたします。

(注2) 既納の受講料は、原則返金いたしませんので、代替者の受講又は次回日程へ振替をお願いします。

(注3) 定員は、一部を除き40名です。

※申込詳細については、別紙「安全衛生及び特別教育等の申込について」を参照願います。

お問合せ・お申込み先	久留米労働基準協会 〒830-0021 久留米市篠山町6-381-1 TEL：0942-34-5531, FAX：0942-35-2602 Email：k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp
------------	--